

了鳥取県公報

平成17年5月2日(月) 第7682号

每週火:金曜日発行

次 目

1
2
2
2
3
3
4
4

示

鳥取県告示第377号

森林病害虫等防除法 (昭和25年法律第53号) 第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる 命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年5月2日

鳥取県中部総合事務所長山本 光 範

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域

東伯郡湯梨浜町及び大栄町の各一部 (別紙のとおりとする。)

(2) 期間

平成17年5月30日から同年7月15日まで

2 森林病害虫等の種類

森林病害虫等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、1 の(1)に掲げる区域において地上から薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常に

まん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

- 5 その他必要な事項
 - (1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
 - (2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、中部総合事務所及び関係町村役場に備え置いて一般の 縦覧に供する。)

鳥取県告示第378号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令 (昭和26年政令第142号) 第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年5月2日

鳥取県倉吉保健所長 石 原 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
岡田医院	東伯郡琴浦町大字徳万176 - 2	平成17年5月1日
トマト薬局	東伯郡琴浦町大字徳万176 - 5	"

鳥取県告示第379号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成17年5月2日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 都市計画の種類及び名称鳥取都市計画下水道 鳥取市公共下水道
- 2 縦覧場所

鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第380号

都市公園法 (昭和31年法律第79号) 第5条の2第1項の規定により、公園と道路との兼用工作物の管理の方法 について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、鳥取県生活環境部公園自然課に備え置いて縦覧に供する。

平成17年5月2日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 都市公園の名称鳥取県立東郷湖羽合臨海公園
- 2 兼用工作物の位置

東伯郡湯梨浜町大字野花439 - 6地先から同大字引地573 - 4地先まで

3 兼用工作物の管理者

道路管理者 湯梨浜町長

4 管理者が行う兼用工作物の管理の内容

兼用工作物の維持又は修繕

5 管理の期間

平成17年4月19日から道路の存続する日まで

鳥取県告示第381号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定に基づき、光徳土地改良区の定款の変更を平成17年 4月25日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成17年5月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第382号

森林病害虫等防除法 (昭和25年法律第53号) 第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる 命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年5月2日

鳥取県鳥取地方農林振興局長 近 藤 元

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域

鳥取市の一部 (別紙のとおりとする。)

(2) 期間

平成17年6月6日から同年7月15日まで

2 森林病害虫等の種類

森林病害虫等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、1 の(1)に掲げる区域において地上から薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常に まん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

- 5 その他必要な事項
 - (1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
 - (2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに 提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、鳥取地方農林振興局及び鳥取市役所に備え置いて一般 の縦覧に供する。)

公

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成17年5月2日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

1 期日

平成17年5月24日 (火) 午前10時

2 場所

鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第2庁舎7階 第23会議室

3 件名

一般国道9号改築工事(名和・淀江道路)及びこれに伴う県道大山口停車場大山線一部改築工事

告 調 達公

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7年政令第372号) 第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年5月2日

鳥取県知事 片 山

1 調達件名及び数量 電子計算組織による給与事務処理等 一式

2 契 約 方 式 随意契約

平成17年4月1日 3 契 約 日

4 契約の相手方の 財団法人鳥取県情報センター

鳥取市東町一丁目220 名称及び所在地

5 契 約 金 額 42,368,340円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第

1号に該当

7 契約事務担当部局の 鳥取県総務部職員課 鳥取市東町一丁目220 名称及び所在地